

2013（平成25）年12月19日

## 意見陳述書

弁護士 丸山 幸司

### 1 ダムの危険性にかかるあるべき判断枠組みについて

河川法に基づくダムは、当然、河川法第3条2稿に定める河川管理施設としての客観的効用を備える必要がある。すなわち、「河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除去し、若しくは軽減する効用を有する施設」としての性状と機能を備えている必要がある。

従って、①ダムサイト周辺の岩盤・地質の適格性がなかったり、②ダム湖周辺の地盤が安定しておらず、地すべりの危険があったりする場所に建設されるダムは、ダムとしての性状と機能を備えないことになるため、もはや「ダム」ということはできない、河川法に基づく河川管理施設とは言えないので、その建設費用として茨城県が公金を支出することは違法だということになる。

この点について原判決は、「八ッ場ダムの治水効果が見込めないことが明らかであるなどの特段の事情がある場合」なる基準を用いているが、ダムが正常な機能を有すること、ダムサイトに危険性がないこと等は、被控訴人に主張・立証責任がある。少なくとも、控訴人らが科学的根拠に基づいて危険性を指摘している以上、証拠の優越を言える程度の立証はなされるべきで、行政の主張を盲信することは許されない。

### 2 八ッ場ダムの危険性について

危険性、地すべりの論点に関しては、国交省が行った新たな地すべり

対策の問題点に絞り指摘する。

平成22年10月から開始された八ッ場ダム建設事業の検証において、国土交通省は地すべり対策を検討し直し、その結果、10地区において約110億円の費用をかけて対策を行うことを明らかにした（対策済みの1地区も含めると、対象地区は11地区）。さらに、国土交通省は、地元住民が移転しつつある代替地の地すべり対策も新たに検討し、約40億円の費用をかけて5地区で対策を講ずるとした。

まずもって、そもそもこのように、合わせて約150億円にも上る対策費をかけざるをえなかったことは、八ッ場ダムの危険性についての従前の検討が不十分だったことを物語っている。

ただ、問題はさらに残されている。

多々ある問題のうち、どうしても指摘せざるをえないのは、地すべり等の可能性がある箇所のうち、湛水の影響を受けない箇所として12地区20箇所を検討対象から除外している点である。当該地すべり地が湛水しないとしても、湛水に伴い貯水池周辺の水文環境は大きく変化する。湖水面が上昇するのに伴って、非湛水地域の地すべり地内においても地下水位の上昇が予想されるのであり、そのため非湛水地域における地すべりの危険性は高まることになる。そのような危険が明らかであるのに検討対象から除外することは許されない。

### 3 環境影響評価義務違反の点について

国は、条理上及び生物多様性条約に基づき、環境影響評価義務を負うことについて、既に控訴人らは主張している。この点、被控訴人は、国が植物、動物、ダム下流の生物への影響等について継続して調査を実施していると主張するが、環境影響評価義務は、あくまでも事業実施の前に環境への影響を評価するものであり、それが不十分である以上、いく

ら事後的に調査を継続して保全措置を検討するといっても、環境に対して影響を及ぼさないと認められる場合は別として、環境影響評価義務を尽くさなかった瑕疵を治癒するものではない。

この点で、1985（昭和60）年12月付け「八ッ場ダム環境影響評価書」（以には、本件八ッ場ダム建設事業で最大の影響を受ける建設予定地、水没予定地及びその周辺地域の人の生活環境についての記載がまったくなく、貴重な遺跡群の存在が明らかになっているが、その記載もない。また、自然環境部門では、一見しただけでも、イヌワシについて、「営巣地は、淡水区域内にはない。・・・淡水区域周辺には広大な森林域が残されているため影響は少ない。」（69頁）としか評価していない。イヌワシは、文化財保護法では「天然記念物」に指定し捕獲を禁止するなどの措置を講じ、また、種の保存法でも国内希少野生動植物種として指定している猛禽類であるが、複雑かつ微妙な関係によって形成される食物連鎖の頂点にたつ鳥であり、広く、深く、豊かな自然生態系が存在してはじめて生息が可能な生き物である。イヌワシは、現在、生息環境の悪化が進行しているため、全国的にも生息数が減少し絶滅のおそれに直面しているのに、このようなアセスしか行われていない。溪谷美に富む吾妻峡の自然景観についても、「八ッ場ダムの建設により、吾妻峡の一部は水没することとなるが、下流部の景観は残されることから、自然景観への影響は問題ない。」（75頁）とするのみである。しかし、八ッ場ダム建設により水の流れが堰き止められてしまうと、溪谷の岩肌を洗い流す水が流れなくなり、その結果、溪谷の岩肌にはコケが生じ、やがては草木が生い茂り、溪谷の様相は大きく変わり、現在の溪谷美が失われてしまう。そうした景観破壊の顕著な例が、同じく群馬県に建設された下久保ダムで、1968（昭和43）年、利根川上流の神流川に建設さ

れたダムですが、ダムの直下には国指定の「名勝三波石峡」が存在している。同ダムの建設により、ダム直下から3.8kmが水の不通区間となった結果、三波石峡から清流が消えて、名勝にまで指定されたほどの貴重な景観が失われてしまいました。同じ過ちを繰り返してはなりません。

このように、国の行った1985年の環境影響評価は、極めて不十分なものです。

遺跡の問題も重要です。

環境影響評価法の目的規定（1条）には、「・・現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資すること」とあり、高い文化的価値を有する遺跡等の文化財についても、環境影響評価の対象とすべきことは明らかです。茨城県環境影響評価技術指針でも、環境影響評価の項目等の選定にあたり、その必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容並びに対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の自然的社会的状況に関し、地域特性に関する情報を把握すべきとして、その1つに、「史跡、名勝、天然記念物等の分布状況」を掲げています。他の都県も同様であります。

1986（昭和61）年にダム湖関連地域の文化財総合調査計画が策定され、翌年から長野原町教育委員会、文化庁の補助事業として、埋蔵文化財の詳細分布調査が実施され、報告書が作成されました。

その後、遺跡数が増大し、東宮、尾板、久々戸など大規模な発掘調査が実施されることになった遺跡も、新発見の遺跡として発掘調査対象に加わりました。

1994（平成6）年から行われた発掘調査も助助に規模が拡大されました。その結果、吾妻川の両岸に存在する河岸段丘上に点在する多くの遺跡から縄文時代の遺構や遺物が発見され、遺構の検出例が極めて少

ない弥生土器も出土しています。さらに、吾妻川の河床に近い河岸段丘の下位面からは、天明三年（1783年）の浅間山の噴火によって発生した泥流に覆われた近世の畑跡が見つかっています。

特に、天明浅間災害遺跡については、原判決後である2012（平成24）年5月から8月にかけて群馬県埋蔵文化財事業団が開催した「東宮遺跡」の展示会において、八ッ場ダムによる水没予定地に極めて価値のある遺跡群が存在することが明らかにされています。

以上のように、非常に規模が大きく、質量ともに豊富で、希少性も極めて高い遺跡は、地域に対する愛着や誇りをもたらす素材を提供するとともに、地域の宝として活かされ、地域振興の柱となる可能性をも秘めている。既に判明している遺跡についてだけでも、十分に文化財保護法上の「重要文化財」ないし世界遺産条約上の「遺跡」に当たりうる価値を有する文化財であり、国はこれらの全貌を調査してその価値を認定し、それに与える評価をすべき義務があるが、国はそのような環境影響評価義務にも違反している。

以上のように、八ッ場ダム建設事業は、人の生活環境及び自然環境、さらには基調な遺跡群に極めて重大な影響を及ぼすおそれが大きく、また、生物多様性の破壊に関しては生物多様性条約に反するとともに、種の保存法で国内希少野生動植物種として指定されたイヌワシなどに対しては同法9条に違反する結果となることが確実であるにもかかわらず、条理法上及び生物多様性条約に基づく、事案に即した適切な環境影響評価が実施されていない、環境影響評価義務を怠った違法な事業である。